

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月
私は、20歳になってすぐに、A市役所で国民年金への加入手続を行い、送られてきた納付書で農協か銀行で国民年金保険料を納付した。
申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和58年10月31日に払い出されており、申立人が20歳のころ、国民年金への加入手続を行ったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、申立期間後の昭和58年4月から国民年金保険料を現年度納付しており、その後、平成14年6月に元夫と別居するまで未納がないことが確認できる上、B社会保険事務所では、国民年金の加入手続後、納付が可能な未納期間がある場合は過年度納付書を発行していたと証言していることから、申立人がB社会保険事務所からの過年度納付書を受け取りながら、申立期間の国民年金保険料1か月分のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年7月から61年2月まで
② 昭和61年10月から62年2月まで
③ 平成元年4月

私の国民年金の加入手続は、私が20歳になったところに母親が行い、国民年金保険料は、私から母親に保険料を渡し、母親が納付していたはずである。

申立期間が未納扱いにされていることに納得できないので、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、1か月と短期間である上、社会保険庁のオンライン記録から、当該申立期間の前後の昭和63年12月から平成元年3月までの期間及び2年1月から同年3月までの期間における国民年金保険料は、いずれも過年度保険料として納付されていることが確認できることから、申立人が当該申立期間の保険料1か月分のみを納付しなかったとは考え難い。

しかしながら、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期が、申立人の前後の20歳到達者の国民年金被保険者資格の取得日から、夫婦連番で、平成2年4月ころと推認でき、その時点では、当該申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は既に亡くなっていることから、当時の保険料の納付状況等が不明である上、申立人の母親が、申立期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から61年3月まで

私は、昭和52年11月に、A市で国民年金に任意加入し、同年同月から定額保険料と付加保険料を納付していた。その後、54年10月にB市に転居してからも定額保険料と付加保険料を納付してきたのに、申立期間について付加保険料のみが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年11月に国民年金に任意加入し、同年同月から定額保険料と付加保険料を納付していたと主張しているとおおり、申立人の所持する国民年金手帳には、昭和52年11月28日に国民年金に任意加入するとともに、同日付で付加保険に加入したことを示す「**㊦**52年11月28日」との記載があるのみで、申立期間中に国民年金の付加保険を脱退した記載は確認できない。

また、A市の国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間前の昭和54年9月までA市において定額保険料及び付加保険料を納付していることが確認でき、社会保険庁の納付記録を見ると、B市へ転入後の54年10月から55年3月までの間も定額保険料及び付加保険料が納付されていることから、A市からB市への転居の際に住所変更などの手続を適正に行い、引き続き定額保険料及び付加保険料を納付していたと考えられる。

さらに、申立人が申立期間中に住んでいたB市では、付加保険料の納付方法について、「付加保険に一度加入をすると、付加脱退の申出が無い限りは、毎年、定額保険料と付加保険料の合算額を記載した納付書を送付していた。」と証言しており、申立期間中もB市から申立人に対して定額保険料に付加保険料を合算した保険料額を記載した納付書が送付されていたものと推認されるこ

とから、申立人が申立期間について定額保険料のみを納付し、付加保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 2 月 29 日から同年 4 月 5 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の B 社における資格喪失日を同年 4 月 5 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 18 日から 37 年 3 月 31 日まで
② 昭和 39 年 2 月 29 日から 39 年 4 月 25 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を確認したところ、A 社については、実際の勤務期間と加入期間が異なっており、①の期間が正しい。

また、B 社（②の期間）の炭鉱で勤務していた 3 か月間のうち、当初の 4 日間しか加入記録が存在しておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 ①の申立期間について、申立人は、「A 社は C 市にあった。」と述べているところ、同社における厚生年金保険の加入記録のある従業員からは、「A 社は D 炭鉱（E 市）の下請け事業所であり、C 市では事業を行っていない。」との証言を得ており、このほか、申立期間において申立人が実際に勤務していた事業所及び申立人の勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 ②の申立期間について、申立人は、「実家の農作業の始まるまでの契約で入社した。」と述べているところ、申立人には、B 社における加入記録（昭和 39 年 2 月 24 日取得～同年 2 月 29 日喪失、第 3 種被保険者）が存在している。

また、申立人と同様に坑内員として勤務していた同僚 2 人からは、申立人を記憶している旨の回答を得ており、社会保険事務所の記録によれば、この

うち1人の厚生年金保険の資格取得日は昭和39年3月28日と確認できる上、当時の労務担当者の証言及び申立人の供述から、当時、B社の炭鉱における勤務は、8時間勤務の1日3交代制（時間ごとにそれぞれ1番方、2番方及び3番方）で、月曜日を開始日とする1週間ごとに勤務の時間（番方）が変更されるサイクルとなっていたものと考えられるところ、当時の労務担当者からは、「坑内に入った以上は、通常は週の途中では退職しない。」との証言を得たことから、申立人は、資格取得日（39年2月24日）から、少なくとも、申立人を記憶している当該従業員の資格取得日（同年3月28日（土曜日））以降、1サイクルが終了する日（同年4月4日（土曜日））までは、勤務形態に変更は無く継続して勤務していたものと推認することができる。

3 これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年3月に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和39年2月における社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いことから確認できず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年9月1日から36年7月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を35年9月1日、資格喪失日に係る記録を36年7月15日に訂正し、35年9月から36年6月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から36年7月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。

同社には、昭和35年5月ころから勤務し、土木関係（砂・砂利・石炭など）の運転助手の仕事をしていた。

当時一緒に仕事をしていた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私に加入記録が無いのは納得できない。

当時の資料は焼失してしまい、残っているものは無いが、申立期間について厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚4人については、申立期間において厚生年金保険の加入記録が存在していること、及び申立期間において厚生年金保険の加入記録が存在する元従業員等の証言から、申立人がA社に勤務していたことが推認できる。また、証言を得ることができた元従業員のうち、昭和36年7月14日に資格を取得した者（整理番号42）から、「申立人についてよく知っている。」との回答を得た一方、同年8月23日に資格を取得した者からは、「申立人については知らない。」との回答を得たことから、申立人は少なくとも、新規適用日（昭和35年9月1日）以前から、36年7月14日まで勤務し

ていたことが推認される。

また、同僚等の証言から、当時の従業員数は10～13人くらいであると考えられるところ、社会保険事務所の記録から、新規適用日（昭和35年9月1日）における厚生年金保険被保険者数は、事務担当者2人を含め15人と確認できることから、A社においては、新規適用日以前から勤務していた従業員については、新規適用日において厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。

さらに、当時の取締役からは、「見習い、試用等の制度はなかった。自動車運転免許（大型車または普通車）資格の有無による業務上の役割分担（運転手、助手）はあったものの、厚生年金保険の加入に係る取扱いに区別はなかった。」との証言を得ており、ほかに、入社（新規適用日）から厚生年金保険の加入までに期間を設ける取扱いがあったことをうかがわせる証言等は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者として昭和35年9月から36年6月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同期入社と同僚の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、過去の資料が見当たらないため確認できないとしているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年9月から36年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

旭川厚生年金 事案112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和57年5月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年5月26日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間の照会をしたところ、A社に勤務した期間のうち、入社日（昭和57年5月26日）から昭和57年11月1日までについて、厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答があった。

B社に勤務していた際に、A社の社長から「町議会議員を兼任しているため、燃料の配達に人手が必要」と入社を頼まれ、B社の給与の締め日（同年5月25日）に退職し、翌日から勤務した。

入社後は勤務形態に変更も無く継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社の給与の締め日（昭和57年5月25日）に退職し、翌日からA社に勤務した。」と主張しているところ、昭和57年7月1日に資格喪失している同僚からは、「申立人とは、（自分が）退職するまで1か月以上一緒に仕事をしていた。」との証言を得ており、また、別の同僚からも、「（申立人については、）昭和57年の春ごろに（申立人の）親戚だった社長が仕事をあっせんしたと思う。」との証言を得ていることから、申立人の主張は信憑性が高いものと考えられ、申立人は、B社の退職日の翌日（昭和57年5月26日）からA社に勤務していたものと推認される。

また、申立期間中にA社に勤務していた者は申立人を含めて5人であり、既に亡くなっている当時の事業主を除いた3人の同僚全員から「試用期間は

無かった。」との証言を得ており、このほかに、当時、A社において入社日から一定期間厚生年金保険に加入させない取扱いとしていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

さらに、厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者記番号払出簿を見ると、整理番号が申立人（整理番号44）の直後の被保険者（整理番号45）の資格取得日（昭和57年8月1日）が、厚生年金保険被保険者記番号の払出日（58年9月13日）の1年以上前となっており、また、申立人の直前の被保険者（整理番号43）についても、資格取得日（昭和55年5月1日）が、厚生年金保険被保険者記番号の払出日（同年8月26日）の約4か月前となっていることが確認できることから、A社においては、遅れても入社日に遡って加入手続きが行われていたものと推認される。

加えて、これらの同僚（整理番号43及び45）からは、「当時、複数月の保険料を一括で納付することに関する相談をされた記憶は無い。」との回答を得ており、事業者が、資格取得日から記番号の払出日までの期間に係る厚生年金保険料を負担したことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人についても、入社日から厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和57年5月から同年10月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和57年11月における社会保険事務所の記録から9万8千円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は平成8年4月1日に全喪し、申立期間に係る元代表者は既に死亡している上、経営を引き継いだ元代表者は保険料を納付したか否かは不明としていることから確認することはできないが、申立期間の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和57年11月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納入する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年9月までの期間及び55年11月から57年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年9月まで
② 昭和55年11月から57年8月まで

申立期間①については、元夫が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれた。また、申立期間②については、私が前夫の国民年金保険料と二人分併せて毎月1万円ぐらいの金額を納付していた。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続を申立人の元夫が行ったと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、平成9年3月24日に国民年金第3号被保険者の特例届出を行い、昭和61年7月から第3号被保険者期間とされていることが確認でき、①及び②の申立期間については国民年金の未加入期間となっており、申立人が当該申立期間において国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の元夫は既に亡くなっていることから、申立内容を裏付ける証言を得ることができない上、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は申立人の前夫の国民年金保険料と二人分併せて毎月1万円ぐらいの金額を納付していたと主張しているが、申立人夫婦の申立期間②における公的年金の加入状況を見ると、申立人は、昭和57年8月は厚生年金保険の加入期間となっており、また、申立人の前夫は、国民年金の未加入期間1か月（昭和56年2月）のほかは厚生年金保険の加入

期間となっていることが確認できることから、夫婦一緒に毎月、国民年金保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人の元夫及び申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年2月まで

当時、私は、母親と一緒に暮らしており、母親が経営する店を手伝っていた。私の国民年金保険料は、母親が自らの保険料と併せて、店の近くの郵便局で納付してくれたはずである。

領収書や国民年金手帳は残っていないが、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金保険料を申立人の母親が自らの国民年金保険料と併せて、郵便局で納付してくれたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は、既に亡くなっていることから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録から、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている、当時、申立人と同居していた申立人の妹の保険料の納付状況を見ると、申立人の申立期間を含む昭和37年4月から38年7月までの期間の保険料が未納となっていることが確認できる上、申立人が当時住んでいたA町では、「(申立期間当時は)印紙検認方式であり、郵便局では国民年金保険料の納付はできなかった。」と証言している。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案 268

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月から47年6月まで
夫から、昭和44年6月に、私の国民年金への加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと聞いていた。
その後、昭和47年7月に第2子が生まれたが、母乳が出なくてミルク代がかかるため、夫が国民年金をやめたと記憶している。
申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の第3号被保険者資格取得年月日及び昭和61年4月から免除申請が承認されていることから、61年4月ころと推認でき、その当時、申立人は、任意加入対象者であることから、届出日以前にさかのぼって資格取得・保険料納付をすることはできなかつたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の夫が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金への加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は既に亡くなっていることから、当時の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成元年 3 月まで

当時、私は事業を営んでいたが、入退院を繰り返しており、退院後の通院の帰りに A 市役所の納税窓口で国民年金保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料は、昭和 62 年度分については昭和 62 年 8 月ころに、63 年度分については 63 年 7 月ころに、A 市役所の納税窓口でそれぞれ 10 万円以上を一括納付した。

申立期間前は、事業が赤字続きで国民年金保険料を納付できなかったことを憶えているが、申立期間については、免除申請した記憶も無く、免除の承認通知を受け取ったこともない。

申立期間が国民年金保険料の全額免除期間となっていることに納得がいかないので、保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行った記憶も無く、保険料免除の承認通知を受け取ったこともないと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間前の昭和 61 年 1 月から 62 年 3 月まで国民年金保険料が未納であることが確認できる上、申立人は、申立期間前は、事業が赤字続きで国民年金保険料を納付できなかったこと、申立期間中に入院を 4 回（昭和 62 年 6 月から同年 8 月まで、62 年 10 月から同年 11 月まで、63 年 4 月から同年 6 月まで、及び 63 年 9 月）していたことを述べているところ、A 市では、「昭和 61 年以降に国民年金推進員を採用し、国民年金保険料の長期未納対象者に対する国民年金制度の周知や保険料の免除申請の受付等を行っていた。」と証言していることから、申立人は申立期間において保険料の免除を受けていたと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付について、昭和62年度分の保険料は昭和62年8月ころに、63年度分の保険料については63年7月ころにA市役所の納税窓口でそれぞれ10万円以上を一括納付したと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録を見ると、申立人に対して、社会保険事務所から63年1月5日付けで国民年金保険料の督促状が発行されているにもかかわらず申立期間前の15か月（昭和61年1月～62年3月）を未納のままにしていることが確認できる上、申立期間の国民年金保険料を実際に納付した場合の金額は、62年度は88,800円、63年度は92,400円となり、納付金額も相違しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月及び同年 5 月並びに平成 2 年 3 月及び同年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月及び同年 5 月
② 平成 2 年 3 月及び同年 4 月

平成 12 年 3 月、A 市国民年金課の職員から平成 10 年度の国民年金保険料が未納であるとの電話があった際に、ほかに未納期間が無いことを確認している。

申立期間の国民年金保険料をどのように納付したのか記憶は無いが、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 12 年 3 月、A 市国民年金課の職員から、国民年金保険料の未納期間は平成 10 年度以外には無いと説明を受けたと主張しているが、社会保険庁の記録から、申立人は、昭和 56 年 6 月 19 日に国民年金被保険者資格を喪失し、平成 2 年 9 月 26 日に同資格を再取得していることが確認でき、この間に国民年金被保険者の資格得喪失手続を行った形跡は見当たらない。

また、社会保険庁の記録から、申立期間における国民年金被保険者の資格得喪失記録は、平成 12 年 3 月 15 日に追加訂正されていることが確認でき、申立期間の未納期間はこの記録訂正に伴って発生した記録であることから、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間における国民年金保険料の納付方法等について記憶が無い上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案113

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年12月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答があった。

当時は病気等で療養を受けることを考えて、就職先は社会保険の加入のしっかりしている事業所を選んだつもりであり、A社には正職員として採用され、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを記憶しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた上司の証言、及び申立人が述べている当時の勤務状況が具体的であることから、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によれば、当該上司については申立期間より前の昭和44年8月31日に被保険者資格を喪失しており、また、申立人と同じ職種（重機等の運転手）の従業員として申立人が記憶していた同僚4人については、A社における加入記録が無い上、申立人は、申立期間当時の従業員数を10人程度であると述べているところ、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者数は、取締役、女性事務員等の4人だけであることが確認できることから、申立期間において、同社では、事務職員等限られた職にある従業員だけを厚生年金保険に加入させる取扱いとしており、厚生年金保険に加入しないまま勤務していた従業員が複数人存在していたことが推認される。

さらに、申立人には申立期間中に別の事業所における雇用保険の加入記録が存在し、そのうちのB支社における雇用保険の加入期間（昭和47年6月20日～47年12月14日）について、申立人は、「体だけ行って、ダンプに乗って

いた。」と述べているが、別の事業においても厚生年金保険の加入記録は無い。

加えて、A社は昭和48年9月25日に全喪しており、事業主も居所不明であるため、申立てに係る証言等を得ることはできず、このほか、申立人が申立期間に厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがえる周辺事情等は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から35年3月21日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したが、A事業所で勤務していた期間のうちの一部について加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、同じ年に試験に合格した者には、入所した日から厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録から、申立人が申立期間のうち、昭和34年6月1日から同年12月28日までの期間及び35年1月11日から同年3月20日までの期間においてA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録から、申立期間当時、A事業所には、健康保険のみの適用となっている事業所記号と、健康保険及び厚生年金保険の両方の適用となっている事業所記号が存在していることが確認でき、申立人については、申立期間において健康保険のみの適用となっている事業所記号に加入していた記録が確認できる（昭和35年4月1日取得～35年3月21日喪失）。

また、申立人は、「65歳になった時、同じA事業所で、同じ年齢、同じ条件で採用された同僚には厚生年金保険が支給されているのを知った。自分だけが未加入なのはおかしい。」と述べているが、昭和34年度の試験に合格し、35年度に採用となった申立人と同期の従業員40人のうち35年度にA事業所に配属となった者は申立人のほかに見当たらない。また、当該40人のうち、B支社又は管内事業所（それぞれ独立した適用事業所）において35年度より前

の期間から加入記録が存在する者は1人確認できるが、申立人の配属とは異なる事業所（C事業所）における加入記録であり、申立人を含む35人（B支社及び管内18事業所）については、昭和35年4月以降において厚生年金保険に加入している記録が存在し、残りの4人（D事業所及びE事業所）については、35年度における厚生年金保険の加入記録が存在していないことから、当時、B支社及び管内事業所においては、厚生年金保険の加入について区々な取扱いをしていたものと推認される。

さらに、申立人は、証拠として当時の事務担当者2人の証言（文書）を提出しているが、当該元事務担当者2人に照会したところ、「賃金集計表への記入は指示により行っただけであり、申立人の厚生年金保険料控除を覚えていたわけではなく、自分に厚生年金保険加入期間があったことも後で知った。」「上部通達に従って事務処理を行っていた。」との回答を得るに止まった。

加えて、申立人がA事業所の先輩従業員として挙げた2人からも、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る証言を得ることはできず、このほか、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年10月から27年8月4日まで
② 昭和27年10月から28年4月まで
③ 昭和28年5月から30年4月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したが、A社（申立期間①）、B社（申立期間②）及びC社D支店（申立期間③）で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、当時、これらの事業所で働いていたことは確かであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の申立期間について、元事業主の親族の証言から、申立人がA社で働いていたことは確認できるが、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態について確認できる人事記録等の資料は無い。

また、社会保険事務所の保管する事業所台帳からはA社は適用事業所であったことは確認できず、元事業主については、申立期間中に他の事業所において厚生年金保険の加入記録が存在する上、元事業主の親族は「当時、A社で働いていたのは店主と運転手（申立人）だけの個人事業所だった。」と証言していることから、申立期間当時、同社は適用事業所ではなかったものと推認される。このほかに申立人が①の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

②の申立期間について、近隣の住民の証言から、申立人が主張する所在地に工場が存在していたことについては確認できるものの、社会保険事務所が保管している事業所台帳からB社が適用事業所とは確認できない上、当該工場の正式名称、代表者の名称等を確認できる商業登記簿等の資料は得られず、

また、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態について確認できる人事記録等の資料は無い。

また、申立人が記憶する事業主については所在が確認できない上、申立人は同僚の名前を記憶していないことから、申立てに係る証言等を得ることはできず、このほかに申立人が②の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

③の申立期間について、申立人の具体的な供述から、申立人がC社D支店で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立期間中にC社D支店において厚生年金保険の加入記録のある元従業員のうち連絡が取れた者（27人）からは、申立人についての情報を得ることができず、また、申立人の実際の勤務期間及び勤務形態を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、元従業員（労働組合幹部）の証言から、C社D支店においては、申立期間当時、正社員だけを厚生年金保険に加入させており、また、正社員であれば労働組合に加入する取扱い（ユニオン・ショップ制）としていたことが確認できる。さらに、別の元従業員は「2、3年では正社員になれなかった。」と証言していることから、同社では入社から相当期間を経過した者を正社員とし、その際に厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたことが推認できる。申立人は「組合員になった記憶は無い。」と供述しており、また、申立人の主張する勤務期間は約2年間であることから、申立人が正社員として厚生年金保険に加入する前に退職したとしても不自然ではない。このほかに申立人が、③の申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として①から③までの申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案116

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月1日から43年3月29日まで
② 昭和43年12月1日から44年3月31日まで
③ 昭和44年12月1日から45年3月21日まで
④ 昭和45年12月7日から同年12月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、申立期間について、A社で勤務した記録が無い旨の回答があった。

昭和39年から41年の冬季も同様にA社で勤務しており、この期間については厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間についても被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言及び申立人提出の手帳(写)の記載から、申立人が申立期間において、補助員としてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、同僚二人と共に冬期間のみ補助員としての業務を行っていたと述べているところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、同僚二人についても、申立人と同様に申立期間における厚生年金保険の加入記録が存在しない一方、申立人及び同僚二人のいずれも、申立期間に係る国民年金保険料を納付していることから、申立人だけが、申立期間において厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除されていたとは考え難い。

このほか、A社は「記録は保管されておらず、不明。」としており、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月5日から平成元年2月1日まで
当時、A社に日給8,500円、日曜日休み、手当無しの条件で勤務していたので、月給は20万円を超えて21万円から22万円くらいだったが、社会保険事務所の記録では、標準報酬月額が17万円から19万円となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、連絡の取れた元従業員から参考までに提供を受けた「平成12年度」における給与明細書を見ると、5月分、6月分及び7月分の給料月額の平均額から、社会保険事務所の記録にある同人の同年10月の標準報酬月額は適正であると認められる。また、給与明細書に記載されている保険料控除額についても、当該標準報酬月額に応じた厚生年金保険料額となっていることが確認できるところ、同人の申立期間当時の標準報酬月額は申立人と大差なく、同人の証言から、同人は申立人と雇用条件（日給8,500円、日曜日休み、手当無し）が同じであったと考えられることから、事業主は、申立期間当時の申立人の標準報酬月額について、給与月額に応じた額を社会保険事務所に届け出たものと推認される。

このほか、A社は平成17年2月1日に全喪し事業主は既に死亡していることから、申立てを裏付ける証言等を得ることはできない。

これらの事実及び周辺事情・関連資料等を総合的に判断すると、申立人が

厚生年金保険被保険者として申立期間に主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月15日から46年4月1日まで

昭和41年に職業訓練校を卒業し、同年4月にA社に就職し46年3月まで勤務したが、43年9月15日以降の厚生年金保険の加入期間が無いことが分かった。当該期間も、正規に働き、給与から社会保険料は控除されていた記憶があるので、申立期間についても被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月から46年3月までA社に勤務していたと主張しているところ、申立人の同社における雇用保険の加入記録を見ると、同年4月1日（取得）から43年9月14日（離職）までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

また、申立期間の雇用保険の加入記録を見ると、同社以外の二つの事業所における加入記録が存在していることが確認できる。（B社（昭和44年5月25日取得～同年12月10日離職）及びC社（45年5月14日取得～同年12月10日離職））。

さらに、A社から提出を受けた申立人に係る当時の労働者名簿(写)には「昭和43年9月希望退職」と記載されており、これについて事業主の妻からは、「労働者名簿の記載は当時の事務担当者が記入したものである。記憶によれば、申立人は昭和46年3月までは勤務しておらず、44年に入社した元従業員に確認したところ、入社した時には申立人はいなかったと述べている。」との証言を得たことから、申立人が昭和43年9月15日以降にA社に勤務していたとは考え難い。

加えて、申立期間前後のA社の厚生年金保険被保険者番号に欠番は見当たらないことから、社会保険事務所において申立人の記録が欠落したとは考え

難く、このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月から同年10月まで
② 昭和35年4月から同年10月まで
③ 昭和36年4月から同年10月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間の照会をしたところ、A社に勤務していた期間の一部について加入記録が無い旨の回答があった。

昭和32年から36年までの間、毎年4月から10月まで勤務し、厚生年金保険にも加入し健康保険証を受け取った記憶もあるので、申立期間について加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び同僚の証言から、申立人は申立期間当時においてもA社に作業員として勤務していたものと推認される。

しかしながら、当時の同僚からは、申立人の申立期間に係る在職期間を特定することができる証言は得られておらず、また、申立人の実際の勤務期間を確認できる人事記録等の資料も無い。

①の申立期間については、申立人及び同僚の証言から、申立期間に厚生年金保険の加入記録がある14人の従業員のうち12人は事務系職員、大工及びダンプ運転手であり、残りの2人は人夫頭及び「人夫頭の次に責任ある人」であると推認されるところ、申立人と同じ作業員で厚生年金保険に加入している者はおらず、昭和33年中に加入記録がありながら34年に加入記録の無い作業員2人からは「(自分は)昭和34年にも勤務していた。」との証言を得たことから、A社では、34年について、特定の職にある者だけを厚生年金保険に加入させ、作業員は厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたものと推認される。

②及び③の申立期間については、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和35年1月1日に全喪しており、当該期間において適用事業所でなかったことが確認できる。また、当該期間においてA社に勤務していたと回答した従業員（5人）からは、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた旨の証言は得られていない上、当該従業員のうち1人は「昭和35年から36年までの厚生年金保険の加入記録が存在していない期間については、給与明細を見て自分で国民年金の手続をしていた。」と証言していることから、A社では、全喪後の申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い。

このほか、①から③までの申立期間における厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月16日から46年3月14日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社での被保険者期間（132か月）について、昭和46年4月28日に脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無い。

申立期間のほかに厚生年金被保険者期間が1年以上無いことから、特別支給の老齢厚生年金の不支給決定がなされており、この不支給決定に納得がいかず、B社会保険審査官に対し審査請求及び社会保険審査会に対し再審査請求したが棄却された。

私は申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶は無く、また、受領した記録も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給されたことを意味する「脱」の印示が記されており、申立人の退職日前後の脱退手当金受給者23人中21人の被保険者原票にも同様に「脱」の印示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月半後の昭和46年4月28日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはみられない。

また、申立人が脱退手当金を受給したと記録されている時期に、退職後3か月以内に脱退手当金を受給した記録となっている元女性従業員4人は「会社を通じて受給した。」と証言しており、そのうち1人は「会社を通して退職金と合算して支給された。自分が退職したときは、みんなが一時金でもらうものと思っていた。」と証言している。

このほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。